

令和4年11月1日

次世代法による一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立することができ、社員全員が働きやすい環境をつくること
によって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を
策定する。

1. 計画期間 令和4年11月1日から令和7年10月31日までの3年間

2. 内容

目標1 計画期間内の育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

- ・男性社員：計画期間内に1人以上取得すること。
- ・女性社員：計画期間内の取得率が対象者の80%以上とすること。

<対策>

- ・令和4年11月～ 育児休業制度に関して、管理職を対象とした研修の実施と、社員への周知を行う。

目標2 計画期間内の父親の育児休暇取得率を対象者の50%以上にする。

<対策>

- ・令和4年11月～ 社内掲示等により、男性社員の育児休暇取得の啓蒙を行う。